CRPD第27条・一般的意見案へのコメント（2021年12月）No.２４

**Response by the British Association for Supported Employment to the Draft General Comment on Article 27 on the rights of persons with disabilities to work and employment.**

労働と雇用への障害者の権利に関する第27条の一般意見(案)についての英国支援付き雇用協会による回答

（JD仮訳）

英国支援付き雇用協会 (BASE) は、専門的な雇用支援サービスを提供する全国統括団体です。225の組織メンバーは、国際的に認知された支援付き雇用モデルを使用して、さまざまな障害のある人々を持続可能な仕事へと支援しています。我々は、一般的意見の草案の中に支援付き雇用に関する言及があることを特に喜ばしく思います。

障害者の就業率は依然として低いままであり、BASEは一般的意見書草案の内容を強く支持しています。我々は,締約国に対し,インクルーシブで多様な職場を奨励するためのより強固な行動を要請します。BASEは[ウィーン宣言](http://euse.org/images/Vienna_Declaration-EN.pdf)＊の勧告を支持します。

学習の障害や自閉症のある人々のような、いくつかの障害グループは特に経済的排除のリスクがあり、より深刻な障害のある人々を含み、すべての人々が、自分たちの仕事の希望を達成する機会を得るためには、個人的なアプローチが必要であることに留意すべきです。

一般的意見の草案の内容に関する我々の唯一の提案は、シェルタード・ワークショップの提供について議論するパラグラフ15-19に基づいています。私たちは、統合された作業環境を提供していない、および/または同等の報酬を提供していない職場を段階的に廃止することに同意します。我々は、コメント案に同意しつつ、これがどのようにして成功裡に達成されるかについての明確な指針を締約国に発出することを求めます。隔離された職場環境が閉鎖された結果、障害者が経済的に不活動にならないようにすることが不可欠です。これには、根拠に基づくアプローチに基づく代替的な支援メカニズムの明確な計画が必要となります。

連絡先:

Huw Davies (チーフ・エグゼクティブ) [huw.davies@base-uk.org](mailto:huw.davies@base-uk.org)

＊2018年の9月27日、オーストリアのウイーンにおいて開催された「すべての人のための雇用」の会議で出された国連障害者権利条約の第27に規定されている障害者の平等の立場で働く権利の実施にコミットするという宣言

（翻訳：野村美佐子、春名由一郎）